

令和4年2月25日開会

定例市議会議案

草津市

提出議案

議第 2 号	令和 4 年度草津市一般会計予算	
議第 3 号	令和 4 年度草津市国民健康保険事業特別会計予算	
議第 4 号	令和 4 年度草津市財産区特別会計予算	
議第 5 号	令和 4 年度草津市学校給食センター特別会計予算	
議第 6 号	令和 4 年度草津市介護保険事業特別会計予算	
議第 7 号	令和 4 年度草津市後期高齢者医療特別会計予算	
議第 8 号	令和 4 年度草津市水道事業会計予算	
議第 9 号	令和 4 年度草津市下水道事業会計予算	
議第 10 号	草津市部設置条例の一部を改正する条例案	2
議第 11 号	草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例案	5
議第 12 号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	7
議第 13 号	草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	9
議第 14 号	草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例案	11
議第 15 号	草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	13
議第 16 号	草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	20
議第 17 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案	23
議第 18 号	草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案	25
議第 19 号	草津市消防団条例の一部を改正する条例案	27
議第 20 号	草津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	30
議第 21 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて	32
議第 22 号	市道路線の認定につき議決を求めることについて	34
議第 23 号	市道路線の廃止につき議決を求めることについて	42

議第10号

草津市部設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市部設置条例の一部を改正する条例

草津市部設置条例（昭和47年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

### 第2条中

#### 「健康福祉部

- (1) 福祉事務所に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 子どもおよび子育ての支援に関すること（子ども未来部の所掌する事務を除く。）。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 国民健康保険および後期高齢者医療制度に関すること。
- (6) 国民年金に関すること。
- (7) 人権および同和問題に関すること。

#### 子ども未来部

- (1) 福祉事務所に関すること（健康福祉部の所掌する事務を除く。）。
- (2) 子どもおよび子育ての支援に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 人権および同和問題に関すること。

」を

#### 「健康福祉部

- (1) 健康福祉に係る政策の企画立案に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 障害福祉に関すること。
- (4) 保健衛生に関すること。
- (5) 高齢者福祉に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 国民健康保険および後期高齢者医療制度に関すること。
- (8) 国民年金に関すること。
- (9) 人権および同和問題に関すること。

#### 子ども未来部

- (1) 子どもおよび若者に係る政策の企画立案に関すること。

- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 子育ての支援に関すること。
- (4) 若者の育成支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 人権および同和問題に関すること。

」に、

「(7) 建築に関すること。

(8) 人権および同和問題に関すること。」を

「(7) 住宅政策に関すること。

(8) 建築に関すること。

(9) 人権および同和問題に関すること。」に、「住宅」を「市営住宅」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第11号

草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第12号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

草津市営住宅家賃改定審議会	市営住宅の家賃の改定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市住宅マスタープラン等策定委員会	住宅に関する基本的な方針である草津市住宅マスタープランおよび市営住宅の効率的かつ円滑な修繕、建替え等を実現するための草津市市営住宅長寿命化計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市改良住宅譲渡審議会	改良住宅の譲渡に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

」を

「

草津市営住宅審議会	市営住宅の運営および譲渡に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内

」に

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第13号

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋川 涉

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号アおよびイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第14号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第15号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1号関係）

一般行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400

24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				

112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第6条第9項および第27条に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、他の給料表の適用を受けない第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中草津市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(最高の号給を超える給料月額の切替え)

2 令和4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例別表第1に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額は、市長が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、令和7年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員採用条例」という。)、第3条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および第5条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(以下「給与

条例等」と総称する。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。) 72.5分の10
- (3) 任期付短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項または任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員をいう。) 72.5分の10
- (4) 特定任期付職員(任期付職員採用条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。) 167.5分の10
- (5) 市長、副市長、教育長および監査委員 167.5分の10

議第16号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。  
第9条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第17条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,765円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,275円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,040円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,395円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,325円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

第17条の3中「第17条の規定」を「第17条第1項の規定」に、「第17条第1号」を「第17条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額および」に改め、「次号および第3号において同じ。）」の右に「および」を加える。

付則第3項中「第17条」を「第17条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

付則第4項中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

付則第5項中「第17条」を「第17条第1項」に、「第314条の2第2項」を「法第314条の2第2項」に改める。

付則第7項から第12項までの規定中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

付則第13項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

付則第14項中「第17条」を「第17条第1項」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第17号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）を次のように改正する。

別表第30項各号列記以外の部分中「産後4月未満の母親」を「場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から起算して4月を経過する日の前日まで（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して4月を経過する日の前日まで）の女子」に改め、同項第1号中「9,000円」を「9,600円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市手数料条例別表第30項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

議第18号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市医療費特別助成条例（昭和53年草津市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「9歳」を「12歳」に、「健康保険法第85条の2第2項」を「同法第85条の2第2項」に改め、同条第2項第1号中「9歳」を「12歳」に、「（以下「自己負担金」という。）自己負担金」を「（以下「自己負担金」という。）」に改め、同項第2号中「9歳」を「12歳」に改める。

第4条第1項ただし書中「9歳」を「12歳」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の草津市医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第19号

草津市消防団条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市消防団条例の一部を改正する条例

草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「水災害その他の災害」を「災害（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条第3項中「報酬」を「年額報酬」に、「3月末」を「3月」に、「2にして」を「分割して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、「年額とする。ただし、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬および出勤報酬とする。

第9条に次の2項を加える。

- 5 団員が災害、命令による警戒、訓練等により出勤したときは、別表第2に定める出勤報酬を支給する。
- 6 出勤報酬は、月の1日から末日までを計算期間として毎月1回、その翌々月の末日までにその月額的全額を支給する。

第11条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

別表第1中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改め、同表中報酬の額（年額）の欄を次のように改める。

1年につき
82,500円
69,000円
50,500円
45,500円
39,000円
37,000円
36,500円

別表第2中「第11条第1項」を「第9条第5項」に、

「

1回につき
2,100円
2,100円
1,700円
1,700円

」を

「

支給単位	1時間につき
1時間	1,000円

」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第20号

草津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

草津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年草津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第21号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市立障害者福祉センター

2 設置条例の名称

草津市立障害者福祉センター条例

3 指定管理者

草津市大路二丁目3番11号

特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会

理事長 園 田 実 乗

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議第22号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋川 渉

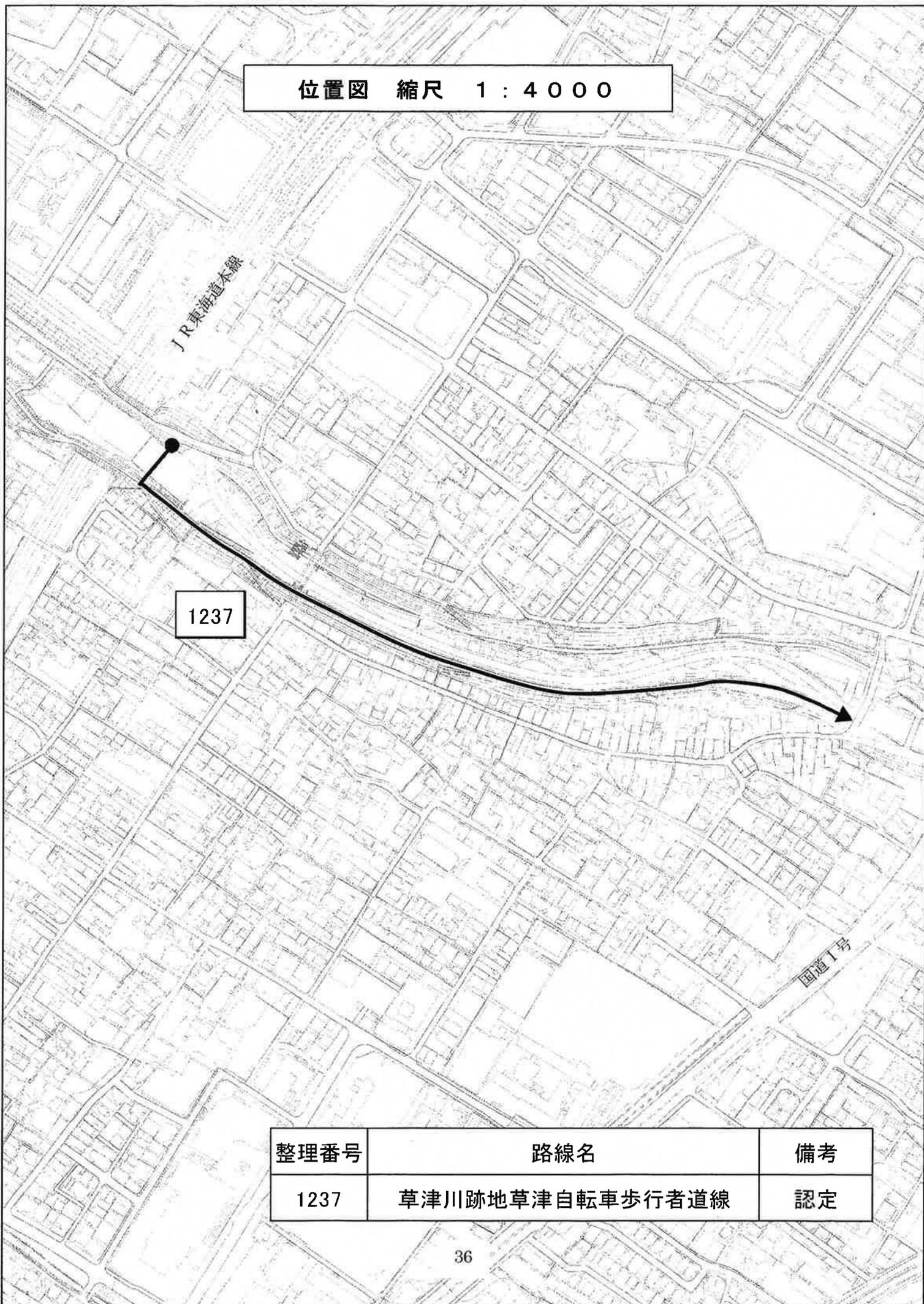
市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1237	草津川跡地草津自転車 歩行者道線	草津市大路一丁目字列草	
		草津市草津一丁目字東横町	
3709	草津川跡地北山田自転 車歩行者道線	草津市北山田町字高山	
		草津市北山田町字高砂	
5596	下笠南37号線	草津市下笠町字弾正	
		草津市下笠町字弾正	
7190	草津川跡地北山田西自 転車歩行者道線	草津市北山田町字高砂	
		草津市北山田町字高砂	
9696	野路北41号線	草津市野路町字片原	
		草津市野路町字片原	
9697	青地南34号線	草津市青地町字野中	
		草津市青地町字野中	

位置図 縮尺 1 : 4 0 0 0



整理番号	路線名	備考
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	認定

位置図 縮尺 1 : 6 0 0 0

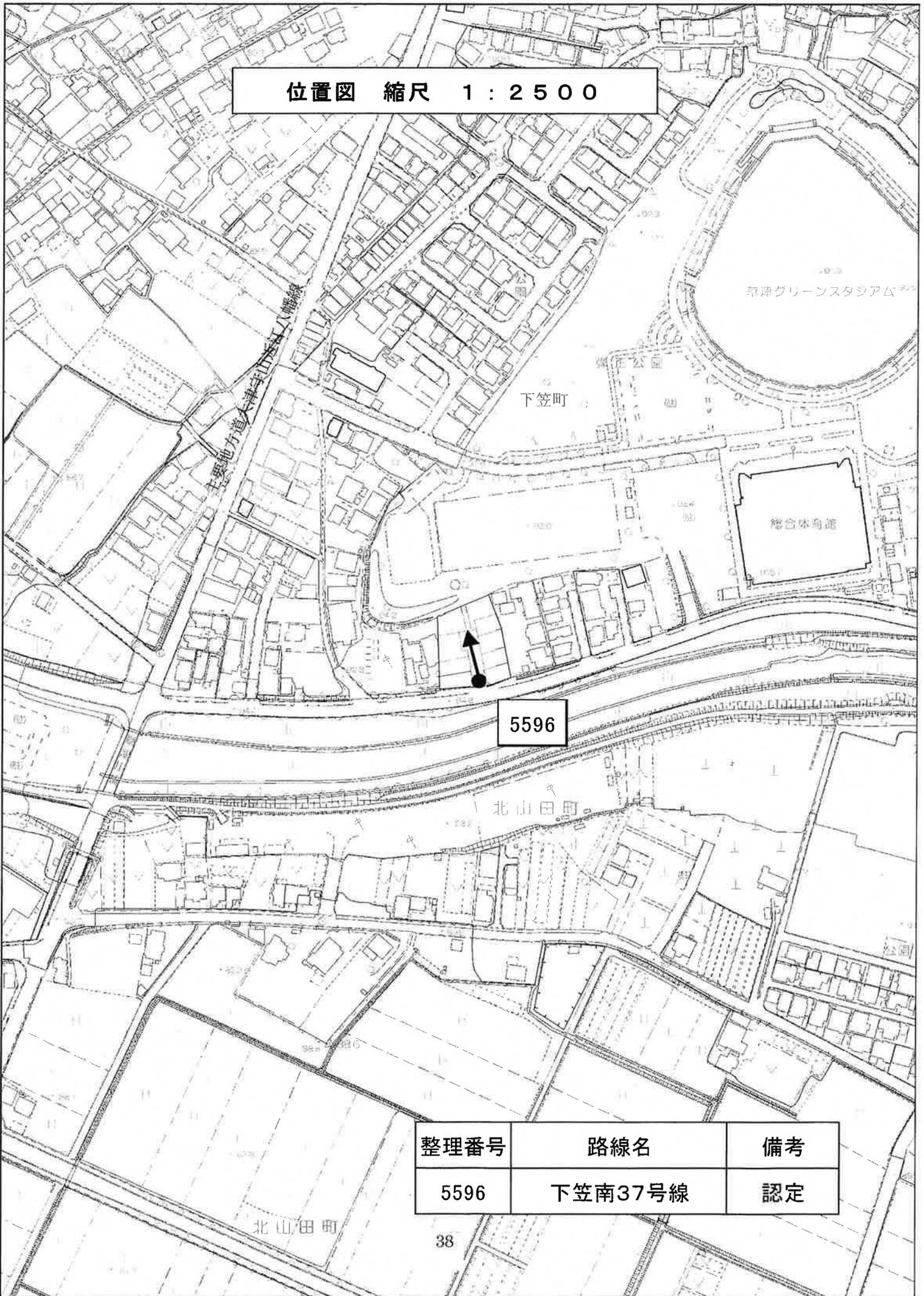
メロン街道

3709

主要地方道大津守山近江八幡線

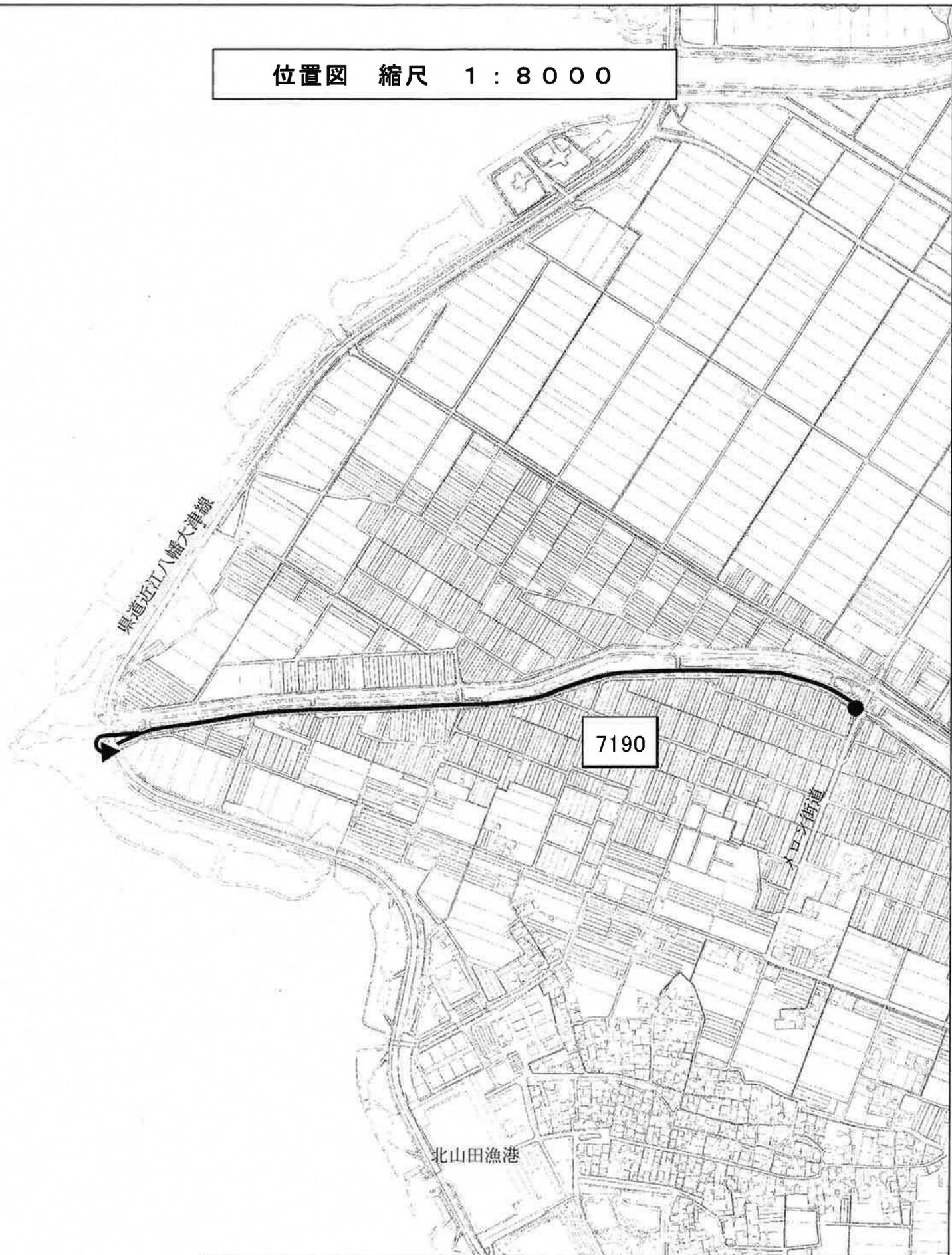
整理番号	路線名	備考
3709	草津川跡地北山田自転車歩行者道線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



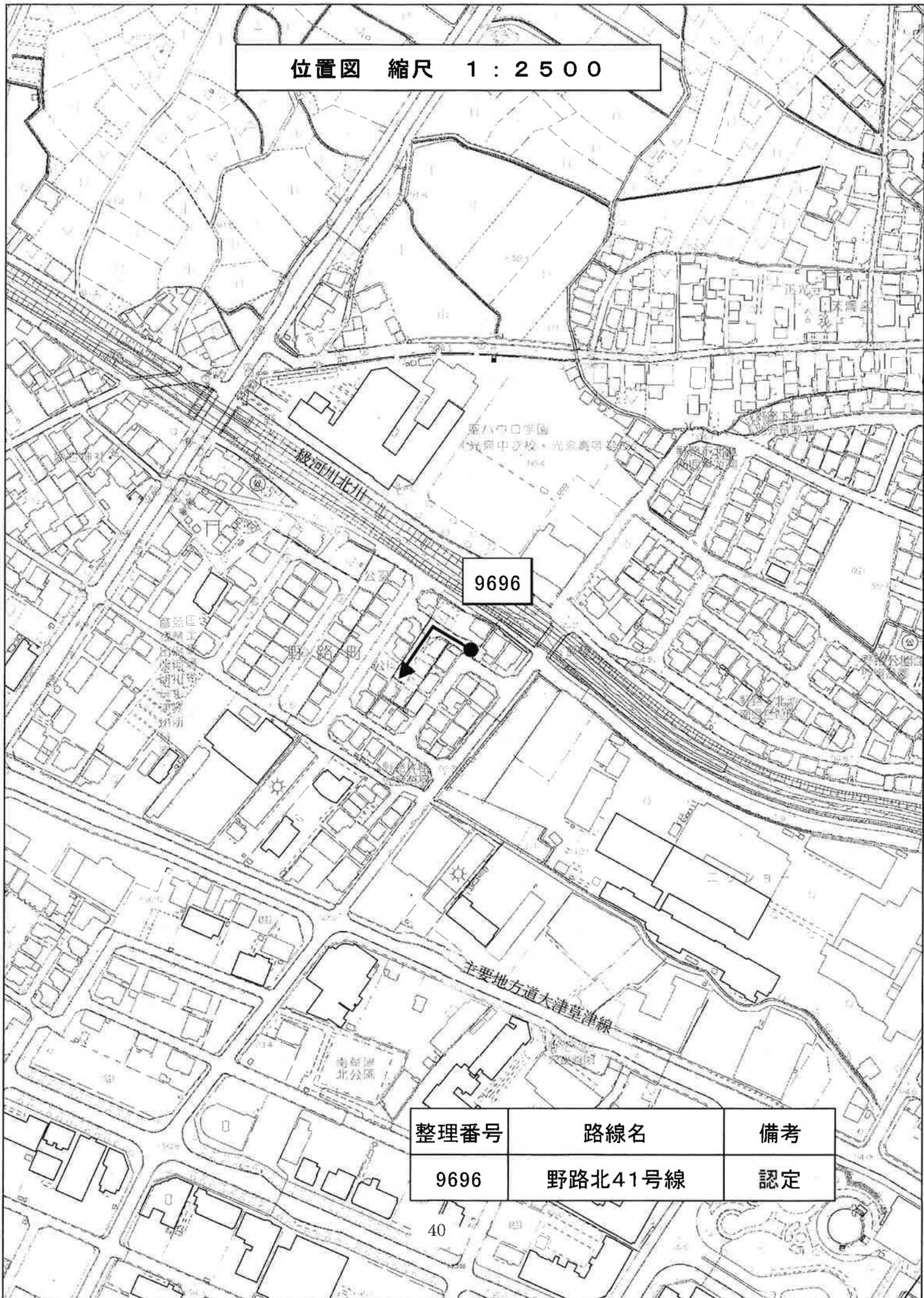
整理番号	路線名	備考
5596	下笠南37号線	認定

位置図 縮尺 1 : 8 0 0 0



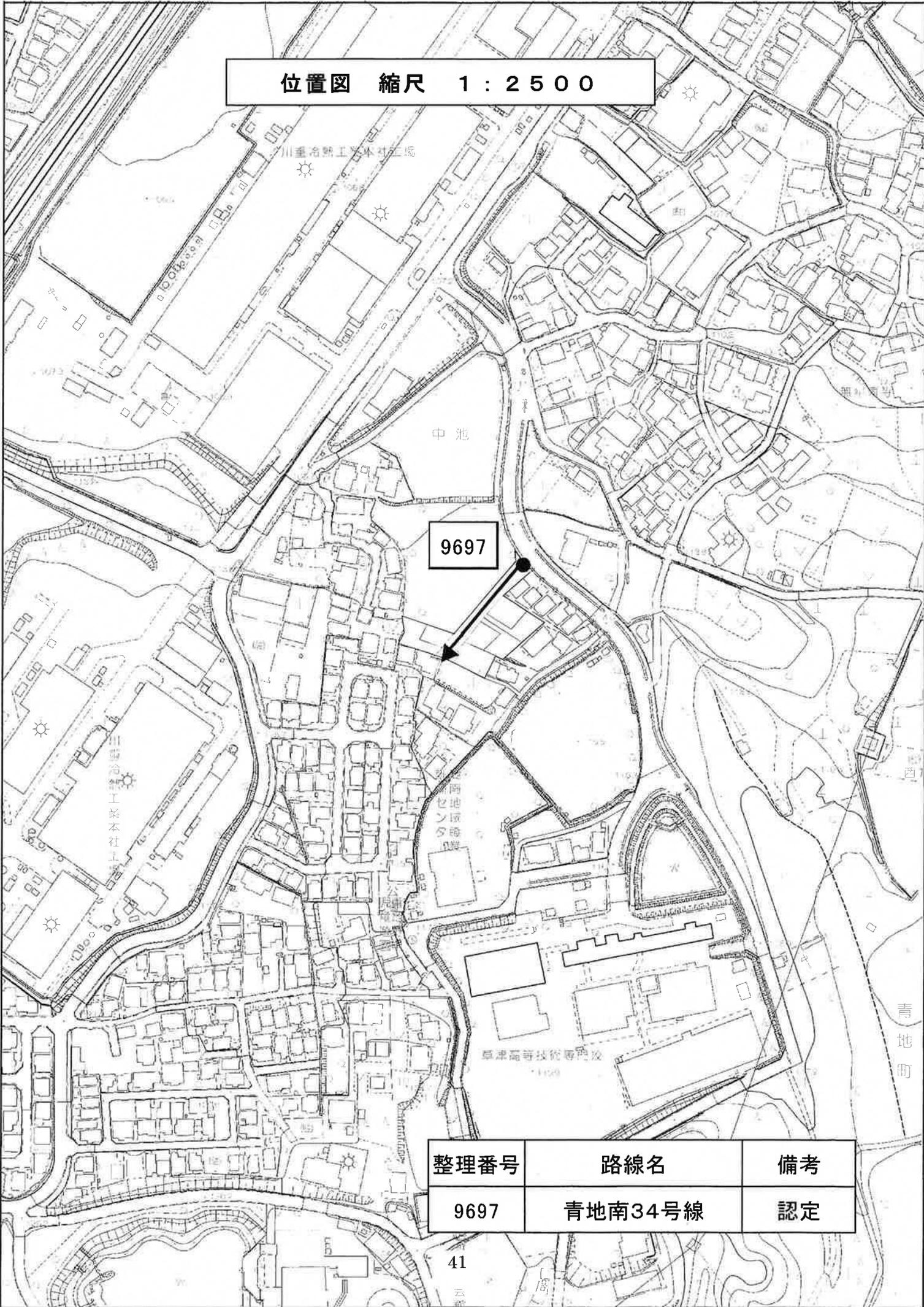
整理番号	路線名	備考
7190	草津川跡地北山田西自転車歩行者道線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
9696	野路北41号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
9697	青地南34号線	認定

議第23号

市道路線の廃止につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

草津市長 橋 川 涉

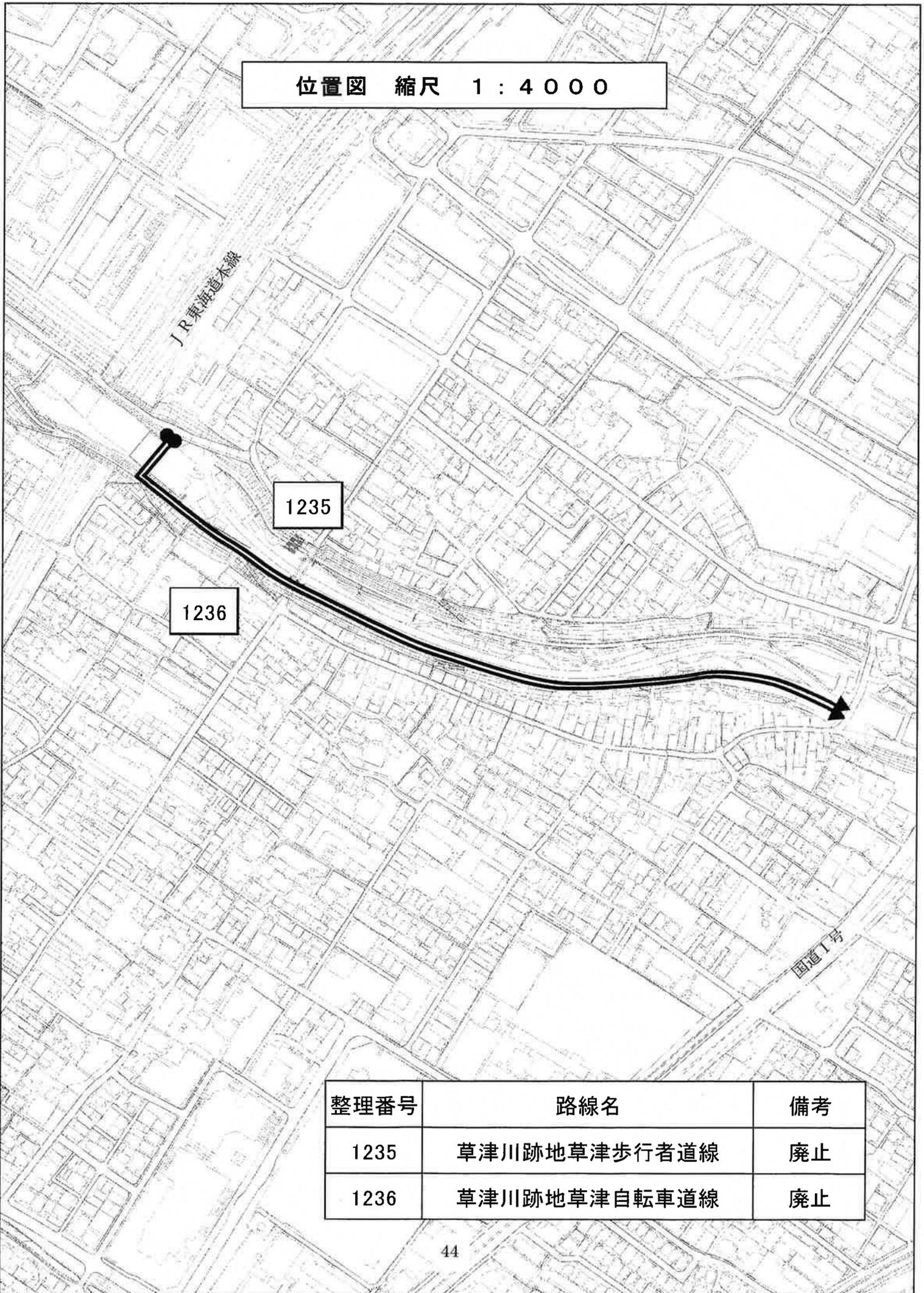
市道路線の廃止につき議決を求めることについて

次のように市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1235	草津川跡地草津歩行者道線	草津市大路一丁目字列草	
		草津市草津一丁目字東横町	
1236	草津川跡地草津自転車道線	草津市大路一丁目字列草	
		草津市草津一丁目字東横町	
3707	草津川跡地北山田歩行者道線	草津市北山田町字高山	
		草津市北山田町字高砂	
3708	草津川跡地北山田自転車道線	草津市北山田町字高山	
		草津市北山田町字高砂	
7133	北山田西2号線	草津市北山田町字高砂	
		草津市北山田町字高砂	

位置図 縮尺 1 : 4 0 0 0



整理番号	路線名	備考
1235	草津川跡地草津歩行者道線	廃止
1236	草津川跡地草津自転車道線	廃止

位置図 縮尺 1 : 6 0 0 0

メロン街道

3707

3708

主要地方道大津守山近江八幡線

整理番号	路線名	備考
3707	草津川跡地北山田歩行者道線	廃止
3708	草津川跡地北山田自転車道線	廃止

位置図 縮尺 1 : 8 0 0 0



整理番号	路線名	備考
7133	北山田西2号線	廃止